

北広島町農業委員会第18回総会議事録

事務局 (第18回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 1番について説明します。12月12日に譲受人に面談を行いました。内容については摘要欄の通りです。申請地は、以前から依頼を受け、譲受人が田の耕作をしてきました。譲受人は農家でありますので、技術、機械、労働力について問題ありませんし、また他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。) 譲渡人と譲受人の農業経営面積が逆になっております、訂正します。

会長 以前申請地の近くに、産廃を持ってきて埋め立てをして資材置き場を作りたいという申請が出たことがあります。そこは今回の申請地より少し谷沿いに上がって行って西側でした。その手前の左の丘一帯をその時に草地造成しており今は使っておらず原野状態、地目は山林、現況は原野になっています。62,000㎡ですから、6町2反、広い農地です。この下を走っている県道からは少し見えにくいですが、階段状に農地を造成してありま

す。公社営畜産補助事業という事業で国の補助金を使って草地の造成をしていますので1種農地となります。譲渡人は隣の県で手広く養鶏をされています。その鶏に緑餌、いわゆる牧草を食べさせるということでこういうことを始められたのですが、非常に石が多くて条件が悪い。悪戦苦闘している間に譲渡人は体調が悪くなりまして、実際には大量に餌を持ってかえって撒くという形で推移していました。今回県外の建設会社がここに営農型パネルの太陽光発電をやりたいということで3条申請を出されました。営農型パネルの太陽光発電施設ですからパネルのしたで農業をする。そこにはグランドカバーとして利用されているリッピア、クラピアという草を栽培してみたいと。地元の方にお話しを聞きましたら、この度地元への説明会が数回あったということです。「同意してもらえないか」ということで同意書も書いたということをお区長さんもいっておられました。当初養鶏業ですから、鶏ふんを土の改良に大量に持ってくるということで、悪臭・ハエ等のことで地元とトラブルが起きた経緯がありました。そのことがなくなって最近では安心しておったけれども「また何か違うことをするらしい」と地元の方では心配されたようですが、太陽光発電であれば匂いもハエも発生しないだろう、グランドカバー用の芝に近いものであれば土砂の流出もないであろう、と地元としては同意したということでした。譲渡人の方は代理人の方とお話しました。譲受人の方は子会社の従業員と連絡が取れましたので話を聞かせていただきました。この後5条でまた出てきますが、まず62,000㎡の農地を借りて営農型パネルの下で農業をする。ということで3条が出ました。他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。以上で説明終わります。

それでは番号2番について質疑を行います。この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 営農型というのは初めてのようですが、具体的にどのような高さでやるとか、という計画構造図は付いているのでしょうか。

会 長 5条の案件のところ、9-2についております。大型機械などを入れずに、人力で仕事することを想定しているようです。1.8mからそれ以上の高さ。その下で仕事をするそうです。62,000㎡を人力でやるというのは、少し想定できないような広さだとは思いますが、そういう説明でした。

3 番 こうした特殊なといいますか初めての案件をやるときには申請書類のなかにそれなりの添付書類があろうかと思えます。事務局の方にはお願いですが議案書の中には参考として添付書類等をできれば入れていただきたい。もう一つ、今草が生えている、それを刈る程度という状況の中で芝というものがこの面積で実現可能なのか。収益の8割うんぬんというところはどのような形で証明できるのか。この関連の資料は出ているのか。

会 長 グランドカバーで営農型をやっているのはこの辺りでは前例がないということで、その欄は空白で出ています。ないものを書くわけにはいかないという見方ですが。これは貸借は20年間していくということですが、3年間の一時利用です。ふつうの太陽光パネルだと1回の申請でいいのですが、大型営農型パネルですと3年たったら更

新、申請しないといけないんですね。そこで計画通りにちゃんとやってないとすると次の許可が保留になるという歯止めがある。ということで非常にハードルが高いのですが、県下でも営農型太陽光パネルというものがぼつりぼつりと出てきています。隣の市町でも出ましたが、申請を出した後取り下げ、パネルの下の作物を取り替えて計画し直すという、まあそんな風でなかなか簡単ではないです。申請されたものをあれこれ事務局が難癖つけるわけにはいかない。非常にづらいところですが、一応出されたものについては受け付けるしかない。5条の方で説明しようと思っておりましたが、県の方へも相談しています。農業会議の方もいろいろ気にして考えてくれています。出されたものを北広島町農業委員会がどう判断をするのか推移を見守ろうということです。うちの方へ下駄を預けられとる状況です。ただ4条5条はここで通っても、県の諮問会議がありますから、そちらの方でこういう案件については調査がありますので。そこでまたどういう形になるのかというのはまだ見えてきませんが、流れとしてはそういうことです。

1 番 第1種農地でこれは認められるんですか。普通の圃場整備をしているところでも1.8m以上の営農型パネルなら認められるということですよ。

会 長 そうです。すでに全国的にも、県内にも営農型というのは許可されています。

1 番 ちょっと1.8mでは何にも入らないような気がします。

会 長 まあ、人力でやるというんですからどうにも言われたいですよ。

14番 従前地の収益がこれまで全くないということは、3年間を越えた後も収益がなくてもまた更新ができるということですか。それと台帳地目が山林であればこういう案件は出ないのかと思っていたのですが。

会 長 農地として地目の登記がされてないだけで、国費を投入してありますから第1種農地となります。

3 番 先程も質問しましたが、本当に芝が定着するのでしょうか。そういうこと書いてある添付資料が提出されているのか、ということと、地元との同意書というのは何について同意を求められているのか、その資料が添付されているのか否か。

会 長 地元の同意書は付いていません。地元の方にお話を聞いただけです。どんな条件が書いてある同意書なのかはわかりません。それと今までは牧草だったのが、投げっぱなしになっていて草木が生えているのを芝を植えるというのは大変なことだろうと私的には思います。地元の方でも「石がたくさんあるんじゃないか、大丈夫だろうか」という話は出ています。ですが譲渡人がやると言っている以上「できまい」と推測で物をいうわけにもいかない、ということですよ。農業委員会としても3年間推移を見守ることになるのか、と思っている。14番委員の言われた8割の収量の確保についてですが、今までは牧草だった、ですが今度は芝になるので今までの収量と今度の収量を比べることはできないのですが、グランドカバーの作物で収量が10a当たりどの位取れるの

かというデータがない。なのでデータを積み重ねていって、1年目でどの位とれたか、2年目でどの位とれたかということをやっていくしか比較の方法がないのかな、と思います。

14 番 非常に難しいと思うんですね。

会 長 計画ではね、10a 当たり 50k g だったかな、「わずかな量だな」と感じました。グランドカバーというのは庭とか土手とかに背の低いものを栽培する。野芝とか高麗芝とかそれに近いもので、花が咲くんだそうです。それを譲渡人の関連会社で住宅の外構工事を広くやっているの、それに使うための芝という説明でした。

1 番 傾斜はどの位あるのですか。

会 長 10m あまり、もっとあるか。以前開発をしたときに泥水が出るということで、現況地番図の中に原野がありますが、一番右の端の方に沈砂地がありこちらで泥をためるような仕組みにしておられます。全部の水がこの端の原野の沈砂地に流れるように最初の草地造成のときに造られております。来月農業会議も視察に入られる予定です。

14 番 国土法の関係や許可権限についての添付はないのですか。

事務局 ないです。

14 番 この案件のようなのは、いつまでたっても地目は台帳地目に山林と残るのですか。

会 長 これは所有者が登記所に申請に行って「地目を変えて下さい」と言えば、登記所が見に来てすぐ変えるんです。荒廃農地の地目を変えるのと同じです。本人申請ですから。本人が別にしなくても良いと思えば、山林のままということになります。

14 番 国費を投入したのに山林のままの地目で残っているのが、不思議な気がします。

会 長 結構多いです。牛を飼うのに小規模の草地造成をしたり。厳密に言えば第1種農地です。

3 番 関連があるので合わせて、5条申請についても説明をした方がいいのではないですか。その方がわかりやすいかもしれませんし。

会 長 内容については、今説明してきたことと同じです。5条で違う点は架台、柱を立てるコンクリートの基礎部分の面積が 10.32 m²。すごい発電量になるんですが、「冬場雪がふりますから、効率が悪いですよ」といいますと「織り込み済みです」と言われますので仕方ありません。

20 番 このグランドカバーのリッピア、クラピアというのは種を植えるのですか。それともゴルフ場にある芝のように切って植えるのですか。

- 会 長 いろんなやり方がある、と言っておられました。高麗芝のように切って貼り付ける方が早いのでそういうやり方をするところもあるし、種をとって播いていく方法もあるし、ということでした。
- 20 番 申請地には石があるということですから、石をどけてからこういう作業に入るということですか。
- 会 長 大型機械を入れてやるんでしょう。
- 20 番 最初の牧草の段階でもこうだったんでしょう。
- 会 長 やる、と言っておったけれどもやらなかったですね。
- 20 番 ということは3年経ったら自然に更新するということですよ。もし収益があがらなかったとしても。
- 会 長 そこにチェックが入るんですよ。
- 20 番 実行されていなくても許可がされるということでしょう。
- 事務局 更新というか、許可申請がまた出てくる。
- 20 番 太陽光のパネルがはってあるんでしょ。それを取るということにはならないんでしょう。
- 会 長 法律的にはできます。たぶん、今までやった事例はないと思いますけどね。
- 20 番 最初の段階が大事だと思います。
- 会 長 実際に県内で出た案件でも、8割の収量が確実だという説明の部分が、民間の会社の数値だったり試験場の数値だったりばらつきがあります。何をもって8割とするのかは曖昧です。先般出ました隣の市町の件では、赤しそを作ると。赤しその葉をとるんだと、北広島でもやっておる。ところがどこに売るといっていくらで売るといって、そこが決まっていなくて、ということがありました。
- 2 番 この件については一応申請があったということであつたとしても農地法3条「農地を農地として」ということがありますから、この内容からすれば3年後に農業委員会が現地を見て申請通り正しく履行されているかどうかというのを見ていくということがついてくる。申請の中身については一応はいいということにはなる。3条だから農地は農地としてということなので。
- 6 番 リスクを負いながらもなぜ営農型の太陽光パネルの申請が出るのか、よくわからない。
- 会 長 5条のところにも書いてありますが、申請地は昭和56年から60年にかけて公社営畜産

基地事業という事業で膨大な国費を投入して開発された牧草地です。現在木が立っているととしてもその事実は消えない。だから第1種農地です、ということは営農型発電でしか申請ができないと。圃場整備していない農地なら転用ということで5条ですが、第1種農地ということで営農型での許可申請です。

3 番 その理由と、また固定資産税が地目によって違って来るからメリットがあるということでしょう。

6 番 仮に太陽光設備を設置したら貸借期間が20年だから、もし3年で撤去ということになっても現実的にはそういうわけにはいかないだろう。

会 長 一時転用といっても例えば砂利置場にしたり、資材置き場にしたりいろんな転用がありますが、何年という括りをして元に戻すということが基本になります。でもときには一時転用が本物の転用の申請になることもあります。この場合は第1種農地ですから、本物の転用はできない。一時転用で何回も何回も繰り返して申請ということになる。ほかにやりようがない。

6 番 既成事実があるから3年経っても認めざるを得ないという状況になりますよね。

会 長 農地法はご承知のように弱いですね。だから現況復帰命令を出すことができると法律には書いてあってもいまだかつて「伝家の宝刀抜いたことがない」になっている。

20 番 5条の申請面積に10.32㎡と書いてあるのは、どういうことですか？

会 長 架台のその下のコンクリートブロックの面積、ブロックの数です、簡単にいうと。コンクリートの基礎の部分を転用する。

3 番 それは掛け算でやってあって、地域の指定がしてあるのですか。位置の指定がされない転用ですか。

事務局 基本的には平面図がありますけれどその平面図に沿ってここに柱を設置しなさいということにはなってないです。全体の中で例えばパネルが100枚付きます。その一枚あたりに架台が付きます。もしも4枚であれば4本分の、100枚なら100本分の架台の面積を一時転用するということになります。その一時転用する面積。

14 番 だからそこに書いてある地番の面積の「うち一部」ですね。

3 番 場所を指定しないで今まで転用が出された事例がありますか。

事務局 位置指定はないです。

3 番 実施要領の中でこの基準はクリアーしないといけないとか、そういう物差しはないのか、通達行政の中で以前あったのか。

事務局

営農型発電設備の場合は、先程会長から説明があった通り当然営農することが第1条件。野菜であれば前年度対比収量が2割減以上になってはいけない、そういうことにもしなれば1年ずつ報告する営農計画書に専門的な資料を付けて提出いくように、ということが一番の営農型太陽光設備のポイントです。それ以外の例えば一時転用の位置指定などは特にうたってはありません。

3 番

国なり県の会議から、営農型太陽光パネルのこういう事例のチェックリスト的な、これとこれをクリアすればいいとかという物差しがあらかじめ準備されて公平平等な扱いになっているのかどうか、それに照らして今回申請になっているのか。我々は詳細な申請書を見てないので、それが農業委員会総会の判断に足る十分な資料が揃っているのかどうか。今の収益はどうやってあげるのか、申請地には石があるが本当にできるのか、販売先はどうなのか。地元との同意書の中身を農業委員会として確認の必要があるのではないかと。地元は木が立っているがきれいに伐採されたりして、今の状況よりもよくなるからいいんだ、という判断に傾いているのか、別のことの心配があるのか。そういったことを農業委員会総会において勘案せずについてもいいものか。いたずらに待たせることは申請人や地元へもまた問題が生じるので、申請書を見た者がどういう風に判断しているのか聞かせてもらいたい。

事務局

基本的には営農計画書は確かに付いていますが、グランドカバーという例がありませんので、果たしてどの位とれるかとか不明です。許可になったとしても1年目、2年目にどういった収益があったかを提出してもらい、それを今後の基準としていくしかないかと思っている。営農型太陽光パネルの転用が県内には何件か出てはいますが、この付近にたくさんは出ていません。グランドカバーというのも今回初めてなのでどういった収穫になるのか、まったくわからないという状況です。それと同意書に関しても、本当は書類の一つとして添付していただいたらよかったです。提出書類の一つとして必ず出すべきものとなっていないために今回提出は求めていません。地元とはどのようなことになっていますか、と申請時には確認はとっています。ただ内容としてどんな同意書なのかということころまでは、事務局として確認していません。

14 番

今のように総会で協議したことが、申請人にはおそらく伝わらないと思う。「許可が下りました」というところだけになると思う。そうすると「北広島町の農業委員会ではこのような案件が案外簡単に通る」という話になると思う。営農型太陽光パネルの案件は今後も出てくると思われる。どの位の収益になるかなど具体的な計画書を添付してもらって協議しないと、ここでいくら協議してもだめだと思う。先般、委員で現地を回った時太陽光設備をやっていたのを見ましたよね。あれは営農型太陽光設備ではなかったが、少し足を高くしてやっていた。

9 番

あれは営農型の太陽光設備だと、業者が言っていた。そのときにおかしいな、と思って「転用の届も何も出てないですよ」と本人にも伝えた。役場の人とも一緒に行って土地の持ち主の人にも「違反転用になるからちゃんと届出をして下さい」と言った。その時に本人が業者の人に電話されて、業者と役場の職員とで話をして「ちゃんと届出をして下さい、工事はストップして下さい」、と。本人にも直接言っただけはある。でも太陽光パネ

ルの設置作業はもう終わっているんじゃないかと思う。

14 番 実際にはこの総会には上がって来てないわけですね。

9 番 上がってないし、申請がしてないから「何かやってん？」と聞いたのが始まり。「太陽光設備らしいね」ということで「申請がしてないからよくないんじゃないん？」と。農業者そのものも「手続きはします」ということだった。その時の電話では「来ます」ということだったが、まだ来てないですね。

事務局 来てないです。

14 番 きちんと整合性のある手続きをふんでやってもらうシステムを作っておかないと、それは太陽光ができてしまっても何も言えないと思う。3年先にあのときの農業委員会は何かをしていたのかということになる。みなさんの判断によりますが。

会長 同意書の中身については聞いてないですが、地元としてはハエや悪臭の関係で今までもめていた経緯があるので、今回は事前に同意書をもってきたので、書こうということになった、とっておりました。太陽光設備ですから匂いやらそういう問題はないだろうと、同意したとっておりました。

14 番 この間 TV で太陽光パネル設置による災害というのをやっていた。相当な雨量があったときには、相当の流水があるということだった。

会長 この件については保留してまた後継続審議ということにします。それでは番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10 番 現地調査を12月13日に行い、関係者と協議を行いました。内容については議案書摘要欄の通りです。譲渡人宅は申請地から約1km離れております。また高齢となり今後農地の管理等自分では難しいということです。譲受人の農地が隣接しているということで話し合いにより売買が成立しました。譲受人は病院経営の傍ら、農業への関心、営農意欲も高く、機械も所有しており、草刈り、水路維持の管理も十分であります。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 この申請地はこれ以前は誰が耕作していたのですか。譲渡人はこの農地を譲渡してもまだかなり農地が残っていますが。

10 番 息子さんがおられまして、その息子さんが草刈り程度されておられました。申請地以外の農地は自宅の近くにあるそうです。

- 3 番 地元法人が利用権設定をしているんですか。
- 10 番 そこについては聞いていません。
- 14 番 この農地の進入路はどこですか。
- 10 番 申請地東側に隣接する北から伸びている小さな農道が進入路になります。
- 会 長 ほかに、この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 会 長 譲渡人は学校を卒業した後、町外へ居住され一度も農業をされたことはありません。申請地は譲渡人の父親が耕作していましたが他界され、その後譲受人が代わって管理を行ってきました。双方は親戚関係にあり譲渡人の三代前に譲受人宅から譲られていましたが、譲渡人は父親から生前に「この農地は譲受人に返すように」と伝え聞いていました。この度譲渡人が相続したことをきっかけに譲受人に正式に贈与することにされました。譲渡人の残りの農地は譲渡人の母親が畑を耕作します。譲受人は90歳と高齢ですが元気です。現在農業をしていますし、後継者もおられます。機械も所有していますし、地域では熱心に農家をされておられる方です。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。
- この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について

て事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 申請地は譲受人の先々代から譲受人が耕作しており譲受人は当然譲受人の農地だと思っておりましたが登記上は譲渡人の農地となっていることが判明し、このたび正式に売買して整理することになりました。申請地は今は耕作されておらず管理転作の状態です。これまでも譲受人が管理しておりましたし、現在農業をしています。機械をもっていますし、この地域は農業生産組合が存続していますのでそちらも利用していくということです。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請人は24、5年前に民宿を始められました。その時に建物を建てて申請しないまま今日に至ったということであります。以前県道改良があった際、この地に急峻な崖があったのですが、工事を担当している土木業者が「ここの土がほしい」ということで畑をけずり平地ができた。そこに車庫兼倉庫を建てたということです。周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから、追認許可妥当であると考えます。

この件についてご意見ご質問はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

会長 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。この農地は20年前に申請人の父親が一部倉庫、一部融雪用の池に無断転用していたということで申請されました。周辺農地はほとんど申請人の農地であり周辺営農への影響はありません。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

会長 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請人は24、5年前に民宿を始められ、その時に倉庫、駐車場を作られました。合併前旧町の時に、この件は農業委員会を通して許可も下りており工事も済んでおりますが、当時この件について仕切っておられた申請人の夫が亡くなられたことをきっかけにこの許可証を紛失され、そのままになっていました。旧町時代のことであり、もう合併していて許可証の再交付もできないことから今回の申請に至りました。周辺営農への影響はありません。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3番 旧町時代であっても合併して引き継いでいるんだから、本来なら確認をして何らかの手続きが取れるはずではないんですか。

事務局 取れますけれども、そういう情報はうちの方には入っておりません。

会長 10年位置いていたら、書類を廃棄処分にしておられるんじゃないですか。何年保存す

るかというのは決まっています、その時期がきたら。

3 番 保存年限はどうなっているんですか。永久保存ではないんですか。農業委員会関連の物は。

事務局 許可証の控えとか、受付簿は永久保存です。ですが旧町時代の受付簿には何番地が申請に上がっているかは、受付簿には書いてありません。探すとしたら申請者のお名前と何年位に申請したということを教えていただければ、旧町時代の受付簿は本庁に来ておりますので探せるとは思います。ただ地番が書いてないので、これかなという感じで探して、その当時は可部の農林事務所、県の方が許可権者になっておりますので県の方に問い合わせをして、書類を探してもらうということになります。若干時間はかかると思いますがそういったことはできます。

会長 お聞きのように許可権者が違ったんですね、当時は。町から県へ書類が行って、県から本人へ通知という流れになっていました。ですから再交付というのは難しい。ほかにはご意見ご質問等はございませんか

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会長 番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15 番 12月14日に譲受人と面談し現地調査しました。内容については議案書摘要欄のとおりです。周辺営農条件への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

3 番 事務局に質問です。台帳地目が雑種地で現況地目が畑ということですが、こういう例はよくあるのですか。

事務局 あまりありません。というのが実質の地目は雑種地となっておりますけれど現況は畑として利用されているということになれば、農地法の摘要になってきますのでそれで転用申請を出していただいています。

- 3 番 本人が手続きをせずに現地を改廃して畑にすれば、農業委員会はそれを農地として追認するのですか、新規開畑として。
- 事務局 現況でいきますので、地目が原野でそれを畑で利用されるということになれば、農地とみなしますので転用案件になります。現況が畑であるのに宅地、資材置き場等に変えるとなれば転用申請がかかってきますので手続きがいらいます。
- 3 番 なんら手続きをせずに本人が勝手に現地を畑に変えて、本人が届出で申請しなくても農業委員会によって農家台帳に登載する、という原則ですか。
- 事務局 そうということになります。実質はその情報は税務課固定資産係の方から。
- 3 番 税金は現況課税だから。
- 事務局 そうです。その情報で上がってきますのでこういった部分に関しても本人に一応確認して。そうはいつでも税務課の方が間違っているという可能性もありますので、転用申請された時に「何に土地を利用されていますか」と確認をして地目通りに農地以外の物であれば転用申請は必要ないですが、実際は畑として利用しているということになれば当然申請を上げていただいております。新規に水田ということはありません、新規開田ということになりますので。できません。ですが畑の場合はOKです。
- 3 番 税金対策で勝手に自分が農地に変更して、税務課へ言うだけで農地になって税金が格段に安くなるということが可能ということなんですね、農地として農業委員会が追認すること。
- 事務局 最近の例であれば、今はアパートが建っていますが、ある病院の横の土地は駐車場用地として農地から外れていました。そこをまた元の所有者が返してもらって、一時畑として利用していたということがありました。そこにアパートを建てられる時には転用申請を出していただいて、ということがありました。
- 3 番 そこは従前から相当の年数前から農家台帳に畑として載っている事案ということですか。
- 事務局 はい。今回の案件についても譲受人から電話でまず問い合わせがあった時に、「台帳上は雑種地だけれども、転用申請が必要なんですかね」と聞かれました。「地目が雑種地だと必要ありませんが、何かに利用していますか」と聞いた時に畑として利用しているということを知ったので転用申請をして下さいということになりました。
- 3 番 農家台帳に載っておった。この方はほかにも農地を持っておられるんですか。
- 事務局 農地はあります。
- 3 番 現に載っておった。わかりました。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 6 番 現地確認は12月15日に行いました。土地家屋調査士の方で分筆部分に杭が打ってあります。理由は摘要欄の通りです。現況地番図を見て下さい。分筆した農地が転用の申請が出ている所です。この農地は1種農地でしたが先般農振除外申請をして外れております。実際にはここは法面が大きくて譲渡人は農地と思っておりませんでした。ですが今回ここが農地であることがはっきりしたので除外して、譲受人が転用申請して駐車場として整備するということに至りました。圃場整備の際にすでに譲受人はこの土地を譲ってほしいという思いがありましたが、農業もしていませんし、農地面積も3反以上持っていない、足りなかったことから取得ができませんでした。そういうことで今回分筆した土地を、駐車場としたいということです。面積については妥当です。営農条件の支障はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農地改良届について

- 会 長 番号 12 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)

- 2 番 この農地は第2種農地で圃場整備をされておられません。申請地は200㎡から400㎡位の土地が3筆、1mから50cmほどの高低差があり、平面ではありますがそれぞれに段がついております。周辺の農地はほとんど申請人の農地です。議案の摘要欄にもある通り、農地効率化、経費の軽減といったことをもって3枚をフラットな農地にしたいということです。3枚の農地の間に水路がありますが、この水路も図面左下の方に流れていきますが、周辺すべて申請人の農地ですので問題ありません。そういったことから受理妥当と判断します。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

- 会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 15 番 12月13日に私と3番委員と16番委員とで現地調査をしました。12月18日には申請人とも現地を見に行きました。申請地は20年くらい前から荒廃しており、大きな木が立っており柿の木等も大きくなっており管理をされていない状況でありました。2か所ありますが、どちらも農地の現状とはなっておりません。調査の結果、農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行しても良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 12月16日、4番委員11番委員と私で現地調査を行いました。下草は刈ってありますがもう20数年経っているような桜の木が数本立っています。山際の農地であり桧の植林が鬱蒼と茂り陰になっていますし、農地性はないと判断しました。よって農地への復元を困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

〈休憩〉

会長 それでは、先程一旦中断しました3条の2番案件と5条の10番案件について再審議します。今事務局とも相談したりしておりますが、委員のみなさんにしっかり説明できる資料が乏しいということで、3番委員の言われた「同意書の中身」の部分、営農していくという数字的な部分、また周囲はどうなるのか、もう少し詳しい資料の提出をいただくように申請者の方に連絡を取りたいと思っております。その資料がそろった段階で再審議させていただくということにしたいのですが、ご異議はございませんか。

委員 異議なし

会長 では2番および、9番は審議保留ということで次回また再審議いたします。

以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩